

因果関係項

河本孝之

何が原因や結果となりうる因果関係項 *causal relata* であり、それが因果関係項であるためにはどんな条件を満たしていなければならないのだろうか。近年の科学哲学において幾人かの研究者たちが論じている因果实在論 *causal realism* によれば、因果関係項になるのは個体をもつ性質 *properties* であり、因果関係は性質どうしに成り立つ實在の関係である。本拙論において、わたくしはこのような因果实在論に基づく因果関係項へのアプローチを検討し、何か因果関係項であるための条件をわたくしたちの認識から独立に決定することができるという實在論的アプローチは満足のゆくものではないと論ずる。

1 因果实在論

因果实在論は、因果関係が他の諸概念に還元することができない独特の特徴をもっているという点で一致しているが、その他の点では各々の研究者によりさまざまな論拠が与えられている。C・J・デユカスによれば、状況 S における二つの変化 C、E を結びつけるのが因果関係であり、この関係はそれらの変化を知覚することから直にも

たらされる知識である (Ducasse: 1957, 422)。そして知覚可能な変化から直にもたらされた知識は、変化が知覚されているその状況で直に知られるという意味で観察可能だと言われ、因果関係は観察可能な知識だと主張される (Ducasse: 1993, 131f)。それゆえ、状況 S や変化 C、E の知覚は個別的であるから、知覚から直にもたらされた知識としての因果関係には個別的な状況と無関係に成り立つ規則性がないけれども、わたくしたちは個別的な二つの変化に関する単称因果言明を、個別的な状況と無関係に述べられる法則を前提することなく真だと言えるのである (cf. Davidson: 1980, 160)。

次に M・トゥーリーによれば、因果的諸概念は非因果的な事実や自然法則へのヒュームの随伴 Humean supervenience が成り立たない還元不可能な理論語句である。そして理論語句を含む言明は実在の対象を指示することによって真であるから、因果的諸概念で表現されるさまざまな言明が真であるのは因果関係が実在するからなのである (Tooley: 1987, 244-247)。但し、因果的諸概念が非因果的な諸概念に還元できないということとそれらが分析できないということは別なのであり、因果的諸概念を含む言明は理論語句を消去するラムジー化によって分析しうると考えられている (Tooley: 1987, 14)。そして注意すべきなのは、ラムジー化は確かに理論語句を消去するけれども理論論の対象への指示まで消去するわけではないということである (竹尾: 1989, 158f)。

以上の二つに対し、近年の普遍者に関する理論は因果関係が普遍者として実在すると主張しており、本拙論はこの見解に基づく因果関係項の概念へ着目する。そこで、これ以降の本節では普遍者の理論及びそれを論拠とする因果実在論について検討する。但し因果実在論に幾つかの異なる論拠があるのと同じく普遍者の理論にも幾つかの点で論争が交わされており、例えば水としての性質という普遍者を酸素や水素としての性質から成る構造的普遍者 structural universal として認めるべきかどうか、あるいは後述する具現化原理を受け入れるべきか等の論点で見解

が分かれている。本拙論では普遍者の理論で特に因果実在論と関わっている論点だけに注目するが、それは必ずしも普遍者の理論において研究者が一致している論点ではない。

ふつう普遍者は、単項の場合に性質、二項以上の多項であれば関係と呼ばれる。普遍者は個々の特殊者ないし個体に対して具現化する *instantiates* という関係をもっており、この具現化が個々の特殊者について再現しうるがゆえに、それぞれの特殊者は或る局面で互いに類似していると言われうるのである。そして複数の特殊者が「あれもミカンだしこれもミカンだ」と言われるように或る局面で類似していると言いうるためには、それらが互いに類似した特徴をもち、そしてそれらの特徴は同一の性質を具現化していなければならぬのである（もちろん個々のミカンはそれぞれ別の個体であるから、同一の個体でない限りそれらが同一であるとは言えないし、またそれらもつ特徴も同一の個体があつ特徴でない限りはどれほど形状や色や分子の並び方が似ていても同一だとは言えない）。
個体と性質の関わりは、古くから *universalia ante rem*（普遍は個物に先立つ）と言われた。しかしながら D・M・アームストロングによれば、個体と普遍には次のような具現化原理 *Principle of instantiation* が要求される。
具現化原理・N項のそれぞれの普遍者Uについて、Uである特殊者が少なくともNだけ存在する。

(Armstrong: 1978, I, 113)

換言すると、「aはbの孫である」という関係が普遍者であるためには、少なくともaやbという変項に代入して言明が真となる個体がaとbに一つは存在しなければならないということである。仮にbへ代入しうる個体（上記の関係ではaの祖父が祖母に当たる）が全く存在しなければ（ \sim (山D)a. a is a grandchild of b), aに代入されうる個体がどれほどあろうとも「aはbの孫である」という関係は実在しないであろう（注意すべきなのは、aの祖父や祖母が存在しないというのは亡くなっているという意味ではないし、誰か特定の人物の祖父や祖母がいな

いという意味でもない。bに代入されうる個体が存在しないというのは、そもそも誰の祖父や祖母もいないということである)。

しかしながら、先に言及したトウーリーは因果实在論の論拠として普遍者の理論を受け入れながらも上記の具現化原理に反対し、普遍者を超越的な存在者として考えるような实在論 ('Platonic realism') が擁護可能だと述べている。そしてそのような見地によれば具現化原理は以下の三つのどれかに置き換えられねばならない (Tooley: 1987, 119f)。

1. (1) ∴ 所与の可能世界でどの普遍者が具現化しているかは偶有的な contingent ことであるから、たとえ全ての普遍者がその世界で具現化していなくとも、他の可能世界で具現化していればよい。
 1. (2) ∴ 或る可能世界において存在していない普遍者も、その可能世界で存在している普遍者の連言などによって構成されうるのでなければならぬ。
 1. (3) ∴ 偶有的な事態つまり或る可能世界で存在するといったことに依存しているような普遍者はない。
- これらのうち 1. (3)は最も強い主張であり、端的に言えば、そもそも普遍者は具現化などしなくとも超越的な存在者としてあるのだということになる。それに対し 1. (1)は、或る可能世界で具現化している普遍者をその世界における普遍者として扱い、わたくしたちが現実世界という一つの世界の中で存在者を考える限り、普遍者と呼ばれるのはその世界の普遍者だけだと言ってもよいと主張する (それゆえ 1. (1)は「事実的 factal」な实在論と呼ばれる)。そして 1. (2)は、「天馬性」が現実世界で具現化していなくとも (天馬はいない)、現実世界で具現化している普遍者としての「馬であること」と「翼をもっている」から構成されていればよいということである。

具現化原理は、現実世界で具現化する普遍者だけが普遍者と呼ばれるべきものだと言主張するので、1. (1)より論

理的に強い主張である。アームストロングがこのように考える理由は「総合的な探究と見做される科学全体の仕事
が、普遍者として何があるかを決定する」からであり、彼はこの見地をア・ポステリオリな（または科学的）実在
論だと述べている（Armstrong: 1978, I, xiii）。

では現実世界であれ他の可能世界であれ普遍者として認められるための条件は何か。ここで実在論者は、述定可
能性で普遍者を認めるような議論を予め斥けようとすることが多い。数回にわたって観測された電子 a と b に「x
はロス・ペロー氏ではない」を述定しても真だからといって、ロス・ペロー氏でないという普遍者があると考え
ることはできないのである（Tooley: 1987, 6f.）。「電子 a はロス・ペロー氏ではない」は確かに有意 significant であ
るが、それは電子 a がロス・ペロー氏ではないという普遍者を具現化していることを示すのではない。

確かに、ここで同一性原理に訴えて述定可能性からの議論を斥けることはできる。一般に「良いことである」と
述定して言明が真と解釈されるためのモデルを構成する存在者のクラスは、メンバーが不確定であるがゆえに外延
性公理を満たさないでクラスとしての同一性がないと考えられる。私にとつて良いことのクラスは誰かにとつて
良いことのクラスと違っているだろうし、そもそもそれらの共通部分がない（私にとつて良いことと誰かにとつて
良いことが互いに素であり、何一つ「x は良いことである」に値を代入した言明の真偽について一致しない場合が
ある）かもしれない。しかし、「外延の等しさは内包の等しさを含意しない」（全ての男が誰かの息子であり全ての
息子が男であるにしても、男であることと息子であることは同じではない）のだから、普遍者はクラスで説明でき
ないと実在論者は考える（Tooley: 1987, *op. cit.*）。またアームストロングは、それぞれ性質という普遍者を反映し
ている（と科学に拠って主張できる）P、Q なる二つの述語があるとき、 $\neg P \rightarrow Q$ そして $P \vee Q$ で反映される普
遍者はないと述べて、普遍者が述語やクラスではないという理由を一挙に与えようとしている（Armstrong: 1978,

II, 19-29) (Tooley: 1987, 9)。確かに、Pが述語ならば $\neg P$ も述語であり、Pがクラスならばその補クラス complement もクラスであるが、否定的性質なるものを認めない限り $\neg P$ や補クラスで普遍者を反映させることはできないのである。

しかし何故そうなのだろうか。「ロス・ペロー氏は水に入れると溶けない」、「砂糖は水に入れると溶ける」という二つの言明において、「xは水に入れると溶けない」、「xは水に入れると溶ける」のいずれかが普遍者を反映し他方は反映しないのだろうか。もし或る实在論者がアームストロングのように具現化原理を認めるならば、或る言明が真と解釈されるために考慮すべき個体クラスと無関係に、或る述語が普遍者を反映するかしなとは言えないであろうし、たとえ具現化原理を斥けて1. (1)や(2)を認めても、或る言明が真と解釈されるために考慮すべき特定のモデルの個体クラスと無関係に、或る述語が普遍者を反映するかしなとは言えないであろう。いづれにせよ或る述語が普遍者を反映するならば、それは或る個体(普遍量化されているなら全ての個体)について述定してつくられた言明が真と解釈されねばならないのである。それゆえ、具現化原理を認めるならば現実世界における全ての個体を考慮したとき、或る述語が真と解釈されると考えない限り、Pと $\neg P$ のいずれかが普遍者を反映すると述べるのは恣意的だと言わざるを得ない(具現化原理を認める場合、もしいかなる個体についてもPであるならば、 $\neg P$ はいかなる個体においても真でないのだから普遍者が具現化していることにならない)。これに対してアームストロングは、仮に「xは水に入れると溶ける」だけが普遍者を反映するとしても、その否定で述定しなければ本質的に特定できなくなるような個体などないのだから、否定的性質は単に不必要なのだと答えている(Armstrong: 1978, II, 26)。つまり個体がa, bの二つしかなく、各々にP, Qと述定できるとき、「aはPである」と言えばよいだけであって、そ

れに加えて「aはQでない」と言う必要はなく、更にそこからQを普遍者として認めるならば普遍者を存在者として含む存在論は不必要に膨れ上がってしまうだろうというのである。

それゆえアームストロングの知見によれば、普遍者を反映していない述語はそれが述定されて真と解釈されるべき個体のクラスをあらかじめ特定しないが(例えば「良いこと」という述語の外延は特定できない)、普遍者を反映する述語は普遍者が具現化されていて真と解釈されるべき個体のクラスを特定することができる(例えば「0.510999 MeV」の質量をもつ)ことは電子について具現化する普遍者としての性質である)。個体は個々の状況においてさまざまな特徴をもつ対象であり、それらの特徴は述定可能性によって語られてもよい。重要なのは、それらのうちで本質的だと考えられる特徴を科学が決定し、それら本質的な特徴を表す述語のみが普遍者としての性質を指示することなのである。ゆえに述定可能性は或る個体がしかじかの特徴をもつことを教えるが、それらのうちでどれが普遍者としての性質を指示しているのかを決定するのは科学なのであり、そして性質を指示する本質的な特徴を述定している述語だけが普遍者を反映するのである(以降は性質を指示する本質的な特徴を性質事例 *property instances* と呼ぶことにする)(cf. Fales: 1990, 52)。

では普遍者の理論によって因果関係を捉えるどのように考えられるのだろうか。因果性が心のなかの概念にすぎないという知見を斥けているという点で、マリオ・ブンゲは因果实在論を支持していると見做せる。そして彼によると、因果関係は複雑な日常の現象に関してさえ近似的なことしか述べることができず、しかし少なくとも近似的に述べることができるのは、因果関係がその背後に因果法則を前提するからなのである。もしそのような法則がなければ、科学において事象の規則性を因果的に述べる法則が訂正されうるということを説明できなくなるというのである(Bunge: 1979, 362)。但し、いわゆる収束的实在論 *convergent realism* の見地を採るのでない限り、

それが實在の真なる法則へ向かう訂正である保証はない(1. (3)を受け入れるならば、わたくしたちのそうした探究とは無関係に實在の規則性ははたらいっているのであるから)。またもし先ほど言及したデユカスの個別主義 causal singularism に従うならば、因果関係は個々の状況における特定の関係であつて因果法則のような普遍的規則性を前提しないので、わたくしたちは個々の事象の推移が何かの具現化であると説明したり認識することはできなくなろう。近年の因果實在論者が個別主義を支持していないのは、彼らが普遍者の理論によつて實在論を展開しているからなのである。

ここでブンゲが採用している第一の知見は、因果関係は個々の状況において存在論的に不完全ではあるが方法論的に必要な近似として事象どうしの結びつきから分離された外的な関係だというものである (Bunge: 1979, 125-134)。そして或る事象が起きることに関連したさまざまな要因の中から一つを選びだして分離したものが(個別的な)因果関係だとすると、因果関係は以下の定義を満たす関係だと考えられる。

外在的關係：二つ以上の個体が外在的に關係しているのは、その關係をもつということやその關係のどんな部分的關係をもつことも、それら個体もつ性質から論理的に要求されないときかつそのときのみである。(Armstrong: 1978, II, 85)

但し、個体もついかなる属性もそれらが或る關係に置かれうるということを論理的に要求しないからといってこれが因果實在論者にとつて躓きの石となるわけではない。それが關係についての唯名論を支持するようにみえるのは、上記の定義における關係を普遍者ではなく概念として理解するといふ過ちを犯すことによつてのみである。

さてブンゲが採用していると思われる第二の知見は、因果關係と因果法則は区別され、前者は個々の状況における個別的な諸關係 relations であり、後者はそれらが成り立つための普遍的規則性をもつ關係 the relation だといふ

ものである（この区別を支持している因果实在論者は、前者を“causal relations”と表記する。また、以下では個別の因果関係と普遍的規則性としての因果法則をアームストロングに従ってトークン因果関係及びタイプ因果関係と呼ぶ）。そしてこのような知見を普遍者の理論で考慮するならば、まず次のような普遍者の階層に着目すればよいためである（cf. Armstrong: 1978, II, 163）。

第一階の特殊者 〔 第一階の普遍者 〕 第二階の特殊者
第二階の特殊者 〔 第二階の普遍者 〕 第三階の特殊者

因果实在論者によると、個別的つまりトークン因果関係が第一階の特殊者であり、タイプ因果関係は第一階の普遍者どしに成り立つ第二階の特殊者である。第一階の特殊者であるトークン因果関係は、特定の時刻において特定の場所で起きた事象どしについて成り立つ関係であり、単称因果言明が述べている関係のことである。これに対し第二階の特殊者であるトークン因果関係は、トークン因果関係における二つの事象がもつ個別的な先行関係などで具現化されているような形式的関係から構成される。それゆえ、トークン因果関係がそれぞれ原因と結果の先行関係をもつとき、個別的に成り立つ先行関係がそもそも**先行関係である**のは個々の先行関係が或る形式的関係を具現化しているからだということになる。

こうして、具現化という関係を推移的に用いることで右のように高階の higher order 普遍者を導入しよう。ここで、この階層づけは論理的なものではないということに注意すべきであろう。トークン因果関係が個別的な関係として具現化するの（具現化原理によってであれ 1. (1)や(2)によってであれ）、そのような関係をもつ個体が存在するときであって、タイプ因果関係がトークン因果関係によって具現化されているのはトークン因果関係が成り立つときであつた。それゆえここから推移的に、タイプ因果関係はトークン因果関係を成り立たせる個体が

存在するならばトークン因果関係において具現化していることになるから、トークン因果関係が成り立つということとはとりもなおさずタイプ因果関係が具現化していることに等しいので、たとえ高階の普遍者があろうともそれは第一階の述語論理で扱うことができる (Bigelow and Pargetter: 1990, 43, 162ff.)。 (そもそも述語は特定の個体だけに言うように使われているのではなく、複数のリンゴにそれぞれ「xは赤い¹」、「xは赤い²」、……などと述定するのは単に煩雑でしかない。)

ここで、因果関係項が性質事例ないし性質であり、述定可能性で導入されるという点で語られるに過ぎないような特徴ではないという点に注意すべきである。なぜなら、もし或る事象の発生時刻といった、その個体にとって偶有的な事実が性質事例であるならば、因果関係は外在的關係ではなくなるからである。仮に、

① 「 Γ におけるハマコーの暴言が Γ' におけるハマコーの引責辞任を惹きおこした

② 「 Γ' におけるハマコーの暴言が Γ におけるハマコーの引責辞任を惹きおこした ($\Gamma \wedge \Gamma' \wedge \Gamma''$)
 であるとすれば、②におけるハマコーの暴言が①におけるハマコーの引責辞任を惹き起こすというトークン因果関係を再構成することは不可能であり、それは前者が後者に対して先行関係をもたないからである。すると個別的な暴言や引責辞任がどの時刻に起きたかということがトークン因果関係の部分的関係である先行関係を論理的に要求することになってしまうのである。同じくもし時空中で或る特定の位置を占めるといった特徴にすぎないことが個体の性質事例であるならば、タイプ因果関係がそうした「性質事例」に対する第二階の關係となるが、するとタイプ因果關係の具現化が時空中の有限な範圍で実際に起きたということはタイプ因果關係に対する第三階の属性と なってしまい、時空中の或る範圍で起きることが第一階の性質事例 (トークン因果關係の因果關係項がしかじかの時刻と場所で起きた) かつ第三階の性質事例 (タイプ因果關係の具現化がしかじかの時刻と場所で起きた)

になつてしまふというジレンマが起きるのである (Fales: 1990, 74)。

2 因果関係項の概念

以上の概観を要約すると、科学によつて決定された特殊者の本質的特徴が普遍者としての性質を反映しており、タイプないしトークン因果関係はそれら性質や性質事例どうしに成り立つ普遍者としての関係だと主張できる。これはもちろん、因果実在論として (普遍者の理論に依拠した因果実在論としてさえ) 一般的に通用している知見であるとは言い難い。特に、普遍者の理論を受け入れない人々からすると、この主張は観察不可能な対象という観念の濫用による思弁でしかないと思えるだろう。なぜなら、そのような人々にとつて観察不可能な対象とは、観測で存在を確認したと言えるために十分な理論的保証がまだない対象、またはいづれしかるべき実験で存在を確認することができる筈だと思える対象のことだからであり、怪しげな思弁に基づく何か超越したところ (アームストロングの言い方では 'Platonic heaven') にある存在者のことではないからである。

それゆえ、因果実在論には因果関係を現に外部世界ではたらいっている物理的作用だと主張する知見がありうる。そして、この知見を支持する人々は因果関係を特定の自然法則だと考えるか、あるいは因果関係を法則へと還元しようとしている。しかし奇妙なことに、わたくしはこのような知見を反実在論の見地から支持する。なぜなら、わたくしは普遍者の理論に基づいて因果関係が法則に還元されない固有の本質をもつと考える知見こそが因果実在論だと考えるからであり、「因果関係がある」を「しかじかの法則がはたらいっている」と等値であると考える知見は結局のところ原因と結果の結びつきに関する実在論ではないと考えるからである。ゆえに、「しかじかの法則がはた

らいているから因果関係がある」と述べるのは単に冗長な言い回しでしかないと思う。因果関係についての反実在論者が「因果関係は実在しない」と述べるとき、それは因果関係が還元されるような自然法則が現にはたらないと述べているわけではないのである。

では、因果関係項の概念について実在論と反実在論はどのように考えるのだろうか。そこで本節は、因果関係項のさまざまな定式化を取り上げて検討する。

ジェグオン・キムは、因果関係項としての出来事を、或る時刻において或る性質ないし n 項の関係を例示している exemplifying 具体的な一つの対象(あるいは n 組の対象)だと述べている (Kim: 1973, 222)。ここでの対象とは状態や条件や変化を含むものであり、出来事は端的に「 x は t において P である」という言明や動名詞句「 V -ing of s 」へ準えることができ、 $[(x_1, x_2, x_3, \dots, x_n, t), P]$ と表せる。

ここでキムが導入している性質ないし関係は「経験的屬性 empirical attribute」と呼ばれているが、それが何であるかは不明瞭である。呼称からすれば具現化原理によって認められる性質や関係であるように思えるが、そもそもキムはわたくしたちが現に述べている表現を対照して性質や状態や変化について語っており、言ってみれば言語のもつ特徴から世界のもつ性質を推論してしまっている (Newman: 1992, 168)。

とはいえ、言語的アプローチは多くの論点を示唆する。現に因果関係項に関するさまざまなアプローチの中でとりわけ哲学者たちの関心を集めてきたのは、D・デイヴィッドソンの諸著作で扱われた言語的アプローチなのである。とはいえ、彼は単称因果言明が言及している因果関係項の記述を正準的記法 canonical notation で適切に与えることへ関心をもっていたので、因果関係が実在するかどうかについて述べているわけではない。そしてその記述が適切であるというのは、「先月の長いあの雨が北村宅の地盤崩壊を惹き起こした」から「長いあの雨が北村宅の地

盤崩壊を惹き起こした」へ、そして更に「あの雨が北村宅の地盤崩壊を惹き起こした」への推論が首尾よくなされるように因果関係項の記述の内部構造を与えることであり、適切に記述された因果関係項（もちろんこれは単称因果言明において原因や結果となる項のことである）を含む正規形の言明がもつ論理形式は、わたくしたちが日頃から述べているさまざまな単称因果言明のうちできるだけ多くを救うように構成されるのである（Davidson: 1980, 156, 166）。

デイヴィッドソン自身はこのようなアプローチが控えめなやり方だと述べているけれども、それが因果関係そのものに関するどんな哲学的見地へも関与しないという意味でないのは明白である。なぜなら、その正規形で救おうとしている言明がまさに因果言明であり因果関係について述べているのはなぜかという問いに、或る言語で表現されたこれこれの正規形の変項に値を代入してできた言明であるからとか、「——が——を惹き起こした」へ記述を挿入してできた言明であるからなどと構文論的な見地だけから答えることはできないからである。恐らく彼が「控えめ modest」と述べているのは、或る言明を因果的だと理解するとき前提される因果関係そのものについての知見が控えめだということであろう。

ここでデイヴィッドソンによる単称因果言明の正規形を使えば、「先月の長い雨が北村宅の地盤崩壊を惹き起こした」は、
($\exists c, e$). c は先月に起きた $\wedge c$ は長期にわたった $\wedge c$ は雨が降ったことである $\wedge e$ は北村宅で起きた $\wedge e$ は地盤崩壊である $\wedge c$ は e に先行する

であり、よく知られているように変項つまり存在者として出来事が導入されている。この出来事という概念は因果関係の観念確かに前提しているのであり、そして前提している知見がどれほど控えめであろうとそれが因果関係

項や因果関係そのものに関する必要条件であり正しいとは限らない。例えばデイヴィッドソンは出来事が存在者であるためには出来事どうしの同一性を保証する規準がなければならないと論じて、

出来事の同一性原理：出来事 $x \parallel$ 出来事 y であるのは、任意の出来事 z について、

(z). z が x を惹き起こした $\leftrightarrow z$ が y を惹き起こした

かつ (z). x が z を惹き起こした $\leftrightarrow y$ が z を惹き起こした

であるときかつそのときのみである。

(Davidson: 1980, 179)

という規準を挙げているのだが、「もし、 x と y が同じ出来事であるのは同じ出来事が x や y を惹き起こして同じ出来事が x や y で惹き起こされたときかつそのときのみである、と言ったならば、これは明らかに循環している」(Newman: 1992, 169; 強調は原文)。同じくこの規準における z は出来事のクラスの上を走るよう想定されているが、そもそも出来事のクラスが特定されるためには外延性公理を満たさねばならず、外延性公理は個々の出来事の同一性を要求しているのであるから、この規準は出来事の同一性を既に前提していると反論することもできる(Quine: 1985, 166) (Bennett: 1988, 96-98) (Fales: 1990, 73)。デイヴィッドソンはこれらの批判を受けた後で出来事の同一性規準を時空中の同じ部分にあることという規準へ代えているが、出来事は物質的対象とは違った仕方(出来事は時空において生起するが物質的対象は時空を占めるといふ仕方)で時空に関係づけられると述べている。そしてこの区別は、出来事を指示する表現は「いつ——が起きたのか」へ有意味に挿入しうる表現(それゆえ「戦闘」は出来事の表現だが、「机」や「マクスウェル方程式」や「竹尾治一郎」は出来事の表現ではない)だといふドレツキの規準を思いたさせるものであり、これはかつてデイヴィッドソンが斥けた規準へ彼が後退したことを示している (Davidson: 1985, 175f.) (Dretske: 1967, 481)。

キムやデイヴィッドソンは出来事を因果関係項と考えた。もちろん単称因果言明において因果関係項と見做される出来事は、性質を反映する述語だけでなく単なる特徴を示しているにすぎない述語も含む記述として与えられるので、普遍者の理論に拠る因果实在論を認めるならばこのような知見は受入れ難いであろう。では或る人が少なくとも第1節で述べた因果实在論を支持するならば、その人はどのような知見を因果関係項の概念について受け入れるべきなのだろうか。

まず、普遍者としての性質や関係は時空上での局所性をもつ存在者ではない（そしてこれが普遍者と特殊者を區別する一つの条件になっている）のだから、因果实在論者はタイプ因果関係がわたくしたちの関心や文脈で任意に外部世界から分離される関係ではないと考えるべきであり、それは遍在する *universally stands* と考えねばならないように思われる。なぜなら、もしタイプ因果関係が局所性を持ち、外部世界の事象がタイプ因果関係によって生起する事象とそれ以外の規則性によって生起する事象へ区別されるならば、あるものごとが事象である（外部世界において生起し存立していることがらである）ということとそれが因果関係項である *being a causal relatum* ということは区別されねばならず、因果实在論者は遍在するタイプ因果関係に拠って妥当する因果法則のみが自然法則であるという知見を（もし受け入れていならば）棄てねばならない。

この遍在性は、自然法則に先立つタイプ因果関係が外部世界の基礎であるという主張へ至る。自然法則は或る可能世界においては妥当するとは限らない規則性であるが、因果関係はどの可能世界においても妥当すると考えることでそのような主張を導くことができるかもしれない。しかし自然法則が外部世界の基礎であると考え、そのような自然法則を反映する関係として因果関係が「ある」と述べることもでき、また因果関係は先ほど述べたように他の全ての自然法則を支配する一つの基本的な自然法則に他ならないと考えることもできよう。それゆえ或る人が

「何が因果関係の項であるか」という問いを「何が自然法則によって支配される存在者であるか」という問いに置き換えられるかどうかは、その人が因果实在論者であるかどうかを決める指標には必ずしもならないのである。

だがそれでも、「何が因果関係項であるか」という問いは、「何が原因ないし結果であるか」という問いから區別することができる。なぜなら、或る因果関係項が特定の時刻や場所で生起したり存立するということは、因果関係項どころか事象がそもそも生起したり存立するための要件ではなく、特殊者としての事象や因果関係項がトークン因果関係においても特徴つまり偶有的な事実だからである。ここで二つのトークン因果関係に分離しうる推移として $a \rightarrow b \rightarrow c$ を考えると（タイプ因果関係はこれら双方に具現化されているのだから、これらはタイプ因果関係として分離されるのではない）、事象であれ因果関係項であれ b が c の原因ならば b は c に先行する時刻で生起し、 b が a の結果ならば b は a に後続する時刻で生起する。しかしこれら必要条件はそれぞれのトークン因果関係が成り立つためのものであるがゆえに、 b が a に後続する時刻で生起したということは b が c の原因であるための必要条件ではない。ゆえに b が c の原因であることや a の結果であることは b が起きることにとつて偶有的な事実ではない。そしてこの点において、因果関係項はそれが或るトークン因果関係において原因や結果であることと無関係な独自性をもっていなければならないのである。

しかしながら、その独自性から予想しうる「因果関係項である」という特徴は、何か普遍者としての性質を指示しているのだろうか。即座に指摘できることだが、タイプ因果関係は特殊者のもつ性質どうしの関係だと考えられていたことを思い起こせば、因果関係項であるための要件を備えるということは、その事象が或る性質をもつということと結局は同じことではないのか。そうでないと言ふならば、「因果関係項である」という何か独自の性質が「特殊者の性質に対する第二階の性質であるか、もしくは特殊者の性質と同じオーダーにおける他の単なる特徴であ

るかのどちらかになろう。だが前者を採ればタイプ因果関係は第三階の普遍者になってしまふだろうし、後者を採れば（特殊者の性質は本質的な特徴として全て除かれるがゆえに）残った特徴で説明される「因果関係項である」ということは全く偶有的な事実でしかなくなるだろう。

3 反实在論から

反实在論は性質や関係が实在ではなく認識的範疇ないし概念であると考えるのであり、性質や関係について語ることそれ自体を拒否するのではない。また、認識上の概念であるからといってそれが恣意的であるということにはならない。述定可能な事実としてのさまざまな特徴から関心及び文脈に応じて適切な因果関係項を構成するのであり、その際には関心や文脈に応じた合理性を追求することができると考える。

概してヒュームを起点とする経験主義的な因果性の諸理論は、因果性がこの世界で現に起きているものごとの本質的な特徴だと考える見地に反対してきた（特に因果性が必然性を含意すると見做されるならば尚更である）。そして今世紀の理論物理学から触発された人々の中には、ラッセルのように因果性を君主制と同様の遺物だと考えたり、また「自然における因果性について語るなんの動機も、またなんの口実もない」と公言する者もいたのである（*von Neumann: 1957, 262*）。確かにこれらの知見は極端であると思うが、また他方では、因果性をこの世界で現実に生起したり存立しているものごとから不完全に分離した関係だと考える点でマリオ・ブンゲのような实在論者と歩調を同じくしている。そしてこの点についてはわたくしも同意したい。わたくしたちの認識能力は肉眼で陽子や電子どころか *O-157 E. coli*さえ観察できないように有限であり、またわたくしが六歳当時のファン・フラージェン君を

観察できないとか、今日の午後一時におけるファン・フライセン教授を観察できないようにも有限である。そして因果性がこの世界のものごとを理解するための認識的範疇として不完全ではあっても有効だと思えるのは、まさにこうしたわたくしたちの認識能力の有限性ゆえなのである。

そこで、これまでに検討した幾つかの知見を振り返り、反実在論による因果関係項の概念と照らし合わせてみよう。

まず、先に言及した因果関係項の独自性は受け入れられない。わたくしたちは、とりわけ「何故か？」と問う関心や文脈に応じて適切な因果関係項を分離しており、そのような何らかの文脈によって因果関係を求めようとしないう限り、それに先立って自然の推移から因果関係項を分離することはできないし、またする必要もないのである。それゆえトークン因果関係において因果関係項であるのは、関心や文脈に応じて原因ないし結果として求められる事象である。だが他方でタイプ因果関係についてはどうか。もし普遍者の理論における *universalia ante rem* を、たとえ個体が存在するための充足根拠とまでは言えなくとも説明原理としてあれ受け入れるならば、タイプ因果関係という認識的範疇があるからこそトークン因果関係においてわたくしたちは原因や結果を求めることができるのであるから、そのように一般的な範疇では或る特定の事象が原因や結果であることは捨象されてしまうのではないか。

しかしながら、因果関係を認識的範疇だと考える見地においては、そもそもトークン因果関係とタイプ因果関係の区別それ自体が無効である。なぜなら、もし或る因果関係が個別的であるならば、それは因果関係項と見做されるそれぞれの事象が個別的だからなのであって、認識的範疇としての因果関係が個別的だからではないからである。あるいは、認識において一般的な対象であれ個別的な対象であれそれらを枠づけることがわたくしたちの個別的な

認識だと言えり限り、因果関係として捉えるという枠づけは常に個別的なのである。實在論においては、現実起きた事象どうしについて認識される関係と、そのように認識しうるための根拠として求められる實在の関係とを区別しなければならず、そして後者は前者を根拠づけるのであり、前者とは独立でなければならぬ。だがわたくしの見地では、現実の事象どうしについてであれ根拠としての性質どうしについてであれ、それらに因果関係があると認識することそのものが因果関係の *raison d'être* である。

更に同じ見地から、タイプ因果関係が性質どうしに成り立つ第二階の関係だという知見を次のように評価することができる。第一階のトークン因果関係は関係という普遍者でもある。そしてこれがタイプ因果関係に対して個別的であるのは因果関係項が個別的な性質事例（特殊者のもつ本質的特徴）だからだということになる。しかし、もしトークン因果関係において個別的であるのが因果関係項としての性質事例のみであるなら、トークン因果関係において普遍的である関係と、タイプ因果関係において普遍的である関係とは普遍者として何が違っているのだろうか (cf. Peterson: 1994)。わたくしの見地では、観察された或る性質事例を枠づけの根拠となる情報に照らして枠づけるという一連の過程が、或る事象どうしを因果関係として認識する過程の一部になっている。それゆえこのような認識において性質事例と性質を区別することはできないのである。

このような反實在論に対する反論としては、関心や文脈に依存して因果関係を構成するということは因果関係の特性と見做される推移性 *transitivity* に反するのではないかというものがある (Bringing: 1987, 321)。これに対するわたくしの答えは、或る複数の因果関係が当該の関心や文脈に沿っていない限り、それらが推移性を満たさないのは当然だということである。或る経済現象どうしの推移が因果関係として認識されるとき、その因果関係項は特定の経済理論において有意と見做される事象であり、たとえ或る消費者行動が哺乳類の平凡な行動でしかないとし

ても、そこから直ちに生物学的な記述を経済理論に持ち込んでよいという理由にはならない。

とは言え、その場の関心に沿っているならばよいというわけではなく、わたくしは因果関係として認識される事象が予め何らかの規則性をもつことに同意している。すると或ることがらを因果関係として認識することができるのは認識される事象にそのような規則性があるからだと説明しうるのであり、この規則性が自然法則であるならば一種の還元論に立っていることになる。つまりいかなる可能世界においても非因果的な性質や関係について同意するなら因果的な性質や関係についても同意しなければならぬという点で、因果関係は非因果的な性質や関係、即ち自然法則へ論理的に随伴しているということなのである。

このような知見に対して、因果実在論者はそのような未知の基本法則を非因果的にどう特徴づけるのか、あるいは未知でなくとも具現化されたことのない自然法則（例えばニュートンの第一運動法則）が法則であることをどうやって説明するのかと問うであろう。確かに、経験上の証拠だけで述べ立てることのできない法則があるということにわたくしは同意するから、わたくしは自然法則に関して実在論を支持する。そもそも物質的対象やそのふるまいの如く観察可能な法則という観念は、第2節の冒頭で述べたように概念上の混乱であろう。しかし、なぜそこから自然法則だけではなく自然法則を根拠づける因果法則が実在するという知見に至らねばならないのだろうか。自然法則がしかじかのような関係として実在するという見通しを科学者が立てるとき、因果関係は未知または既知の自然法則を探究する際のユースティックに有効な枠として、あるいは自然法則を説明する際の枠として有効であるにすぎないと言って何が不足なのだろうか。

ここで、全ての自然法則が因果的なのではないという点を明らかにするために、理想気体の状態方程式に代表される共時法則 *coexistential laws* を取り上げることができる。わたくしたちが $PV = nRT$ を「もし体積 V の理想気体

に圧力Pを加えたならば温度がTになるであろう」と解釈するのは、わたくしたちがTの変化を説明するという文脈によって法則を解釈するときであり、こう解釈できるといふ事実から共時法則が因果的であると結論づけるのは誤りである。まずそこには（因果言明ではなく）因果関係を条件法で分析しうると考える伝統的で根強い混乱があるのだが、いづれにしてもこの法則が因果的ならば「体積Vの理想気体が温度Tをもつならばそれには圧力Pがかかっている」も因果的であるということになり、 $PV \parallel nRT$ は因果関係の向きを含意しないがゆえに、因果的であるのはこの法則ではなく解釈の方だということになるだろう。

そのようなわけで、わたくしは法則が実在してはたらいっているという知見に同意する。「そのように大まかな諸事実は、唯名論者と実在論者において論争的にはならないしなすべきでもない」からである (Armstrong: 1978, II-11)。また更に、そのような法則が何らかの規則性をもつことを性質や関係といった語句を含む理論でうまく説明できると同意することさえできる（実際、第1節でみた普遍者の理論は経験論的に解釈することが可能である。cf. Swyer: 1993, 202）。しかし、現代の実在論者たちは普遍者が「実在する」とはどういうことであるかを殆ど理由づけず、普遍者の理論を単なる説明原理としてのみ解釈するのは不十分だと言うための決定的な理由を示してはいないのである。なぜなら、その理由は少なからず「心の中や時空中に存在する」ということは違った仕方では存在する」と言うことになってしまい、もはや存在者として物化される *reified* ための条件を越えてしまうからである。

文献

Armstrong, David Malet

1978 *Universals and Scientific Realism, Volume I: Nominalism and Realism*. Cambridge: Cambridge University Press 1978.

- Armstrong, David Malet (continued)
- 1978 *Universals and Scientific Realism, Volume II: A Theory of Universals*. Cambridge: Cambridge University Press, 1978.
- Bennett, Jonathan
- 1988 *Events and their Names*. Indianapolis: Hackett, 1988.
- Bigelow, John and Robert Pargetter
- 1990 *Science and Necessity*. Cambridge: Cambridge University Press, 1990 (Cambridge Studies in Philosophy).
- Bunge, Mario
- 1979 *Causality and Modern Science*. 3rd revised edn., New York: Dover Publications, 1979 (1st edn., 1959).
- Davidson, Donald
- 1980 *Essays on Actions and Events*. New York: Oxford University Press, 1980.
- 1985 'Reply to Quine on Events', in (LePore and McLaughlin: 1985), pp. 172-176.
- Dretske, Fred I.
- 1967 'Can Events Move?', *Mind*, Vol. 76 (October 1967), pp. 479-492.
- Ducasse, Curt John
- 1957 'On the Analysis of Causality', *The Journal of Philosophy*, Vol. 54, No. 13 (June 1957), pp. 422-426.
- 1993 'On the Nature and the Observability of the Causal Relation', in (Sosa and Tooley: 1993), pp. 125-136 (1st appeared in 1926).
- Ehring, Douglas
- 1987 'Causal Relata', *Synthese*, Vol. 73, No. 12 (November 1987), pp. 319-328.
- Fales, Evan
- 1990 *Causation and Universals*. London: Routledge, 1990.
- Kim, Jaegwon
- 1973 'Causation, Nomic Subsumption, and the Concept of Event', *The Journal of Philosophy*, Vol. 70, No.8 (April 1973), pp. 217-236.

- LePore, Ernest and Brian McLaughlin (eds.)
1985 *Actions and Events: Perspectives on the Philosophy of Donald Davidson*. Oxford: Basil Blackwell, 1985.
- Newman, Andrew
1992 *The Physical Basis of Predication*. Cambridge: Cambridge University Press, 1992 (Cambridge Studies in Philosophy).
- Peterson, Philip L.
1994 'Which Universals Are Laws?', *Australasian Journal of Philosophy*, Vol. 72, No. 4 (December 1994), pp. 492-496.
- Quine, Willard Van Orman
1985 'Events and Reification', in (LePore and McLaughlin: 1985), pp. 162-171.
- Sosa, Ernest and Michael Tooley (eds.)
1993 *Causation*. New York: Oxford University Press, 1993 (Oxford Readings in Philosophy).
- Swoyer, Chris
1993 'Logic and the Empirical Conception of Properties', *Philosophical Topics*, Vol. 21, No. 2 (Spring 1993), pp. 199-231.
- 竹尾治一郎
1989 『表現と实在』、関西大学出版部、一九八九
- Tooley, Michael
1987 *Causation: A Realist Approach*. New York: Oxford University Press, 1987.
- von Neumann, Johann Ludwig
1957 『量子力学の数学的基礎』、井上健・広重徹・恒藤敏彦／訳、みすず書房、一九五七